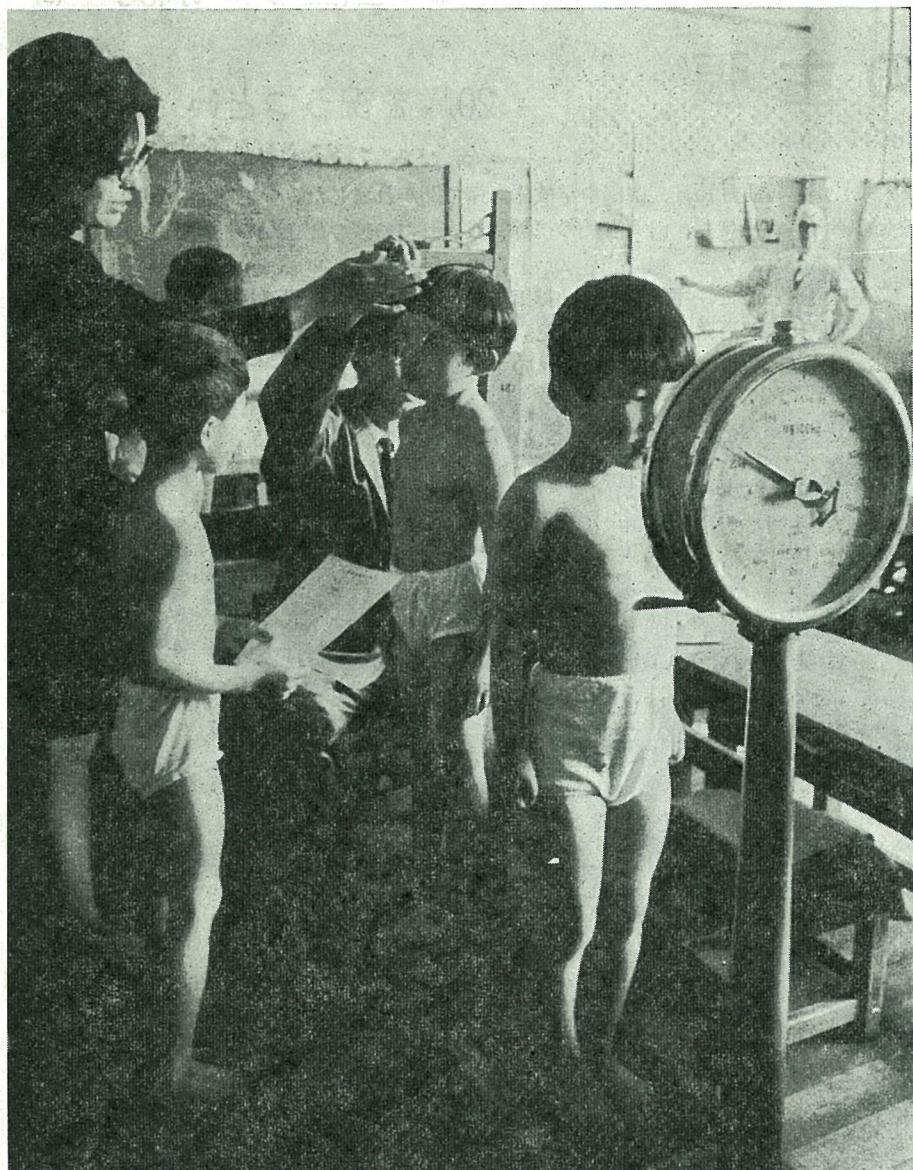


うれしいな ボクがこうへいくんだよ

ことしの町内各小学校に入学予定の児童は百四十六人。一月はじめ就学時健康診断が行なわれました。父兄につき添われた児童は、それぞれ身体検査や校医、歯科医の先生に診断を受け間近かにせまつた入学に胸ふくらませていました。



No. 48

おもな内容

- ・ 成人の主張（20歳を祝うつどい） 2
- ・ 所得税・事業税・町県民税の申告 4
- ・ 戸籍の窓 5
- ・ 財政事情の公表 6
- ・ 国民年金（所得比例保険に加入を） 8
- ・ ク（時効分はことし6月30日まで） 8
- ・ 地震の被害を防ぐには 9
- ・ おしらせ、おねがい 10

成人の主張

＝ 20歳を祝うつどい ＝

◇新しい成人を祝う「成人式」がさる1月15日、中部中学校体育館で開かれました。会場には、20歳になった205人（男97人、女108人）が出席し、田原町長の祝辞、成人証書の授与記念品の贈呈がありつづいて来賓の方々の祝辞をうけました。

◇このあと、20歳を祝い成人の主張として、坪内彰彦君、神田英子さん、村瀬秀身君、道家幸子さんが新成人を代表して、それぞれ意見発表が活発になされました。

◇以下、この3人(坪内君は、本人の都合により省略)の「私の主張」を本紙でとりあげてみました。

成人の日を

迎えて

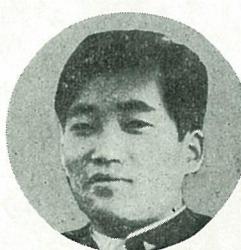


道家幸子さん

「はたち」となり、そして「はたち」の大半を終えようとしている今、改めて私の二十年間を振り返り考えたことは、いつの間にやら遅々としてよどんだような時間の流れの中で「生きる」ということの意味を忘れてしまい、もう二十歳になつてしているという驚きと、そして、それ以上の恐れでした。ともすれば、怠惰と惰性に流れがちな生活の中で、ときどきふと頭をもたげてくる「これで良いのだろうか。」「このまま良いのだろうか。」という疑問と、追いたてられるような焦燥感と恐れも、何の意味もない茫漠さのなかに漂流することが人間の生活の常態なのだと、無意識のうちに合理化し、無限の時間の流れに流されることに妥協し、そして、どうしようもない焦燥とあきらめの同居の中で虚無的なのは時代の風潮だと嘘ぶいたのでした。

しかし、たしかにこれでは、このままではいけないのだと思いま

成人式に



村瀬秀身さん

かつて、共に学園生活をおくるたなつかしいこの講堂で、成人式を迎えることができ、とてもうれしく思います。本日の式典のため御協力くださった方々に、深くお礼を申し上げます。こうして、社会への門出としての祝福をうけたことは、私たちのうちに、大人としての責任と義務の自覚を新鮮に呼び起すことありますよう。

今日の世の中は急速に変化し、そして揺れ動いています。この加速化する複雑な社会の変化の中で責任ある自己の生き方をしていくには、いったいどう生きたらよいのか。この機会に真剣に考えてみて

自分の生活にのしかかってくるまで反応を示さない。そうした弱さを多かれ少なかれもつ傾向があると、私は自分にてらし合わせて考えるのですが、よく考えてみると恐ろしいことです。例え無力な住民であっても、こうした現実に目をそむけて通ることは、積極的な解決策の法律化をおくらせ、大企業だけが儲け、われわれ庶民はただ黙つて働いて公害（大企業が一般社会におよぼす悪）の波をもろにかぶつておればよろしいといったデータラメな論を助長させるのにつながるかも知れません。

ことは、日ごろ多忙な雑事のなかに埋没している多くの私達にとつて、たいへん意義あることだと願います。

「科学技術の進歩と経済の高度成長に伴い、自然と人間との間の不調和が人間生活の根底を脅かしつつある。」という問題、社会の都市化、大衆化によるさまざまな問題、そして現代社会の複雑な機構のなかでの人間関係、人間性の問題、そうしたものが起つてきてします。とくに、公害問題など大きな社会問題であり、マスコミなどによってやかましくいわれています。

ことは、日ごろ多忙な雑事のなかで、常に埋没している多くの私達にとつて、たいへん意義あることだと思います。

「科学技術の進歩と経済の高度成長に伴い、自然と人間との間の不調和が人間生活の根底を脅かす一つある。」という問題、社会の都市化、大衆化によるさまざまな問題、そして現代社会の複雑な機構のなかでの人間関係、人間性の問題、そうしたものが起つてきています。とくに、公害問題など大きな社会問題であり、マスコミなどによつてやかましくいわれています。

しかし、人間というものは身勝手なもので、対称が何であれ実際にはそれが現実的な苦しみとして、自分の生活にしかかつてくるまで反応を示さない。そうした弱さを多かれ少なかれもつ傾向があると、私は自分にてらし合わせて考えるのですが、よく考えてみると恐ろしいことです。例え無力な住民であつても、こうした現実に目をそむけて通ることは、積極的な解決策の法律化をおくらせ、大企業だけが儲け、われわれ庶民はただ黙つて働らいて公害（大企業が一般社会におよぼす悪）の波をもろにかぶつておればよろしいといったデータラメな論を助長せることにもかかわらず、それらがあたかのにつながるかも知れません。

そうした公害なども含む現代社会の諸予盾が強く指摘されている

は人間一般が不可抗力的に造り出したものとしてしかとらえられていないような傾向があります。

なぜ、それが生じたのか、だれがそれをひき起したのか、といった根本的なことが、より一層追求されねばなりません。そうした原点にたちもどって積極的に思考し行動することが、私たちの将来を豊かなものにするのに役立つに違いないからです。

ちあわせているのです。複雑な社会のなかで疎外感や無気力、絶望に陥ることも少なくありません。

こうしたなかにあって、常に、(自覚と)反省をもち、個人の主体性に基づいて行動し、人間の相互理解に努力がなされなければなりません。急激な環境の変化に伴い、主体としての人間のありかたが改めて問われて いる時代だと私は思うのです。

私はかつて、国や地方の政治のことは偉い人達に任せておいて、自分達はさし当つて生きることに懸命であればいい、といった無関心な態度でいましたが、この二、

三年のうちに、それではいけないとと思うようになりました。政治といふものは、むずかしいものだから急いではいけない、いつか必らずよくなる、という体制タマエに期待していたのですが、世の中のさまざまことを見聞きし、自分なりに考えてみるにつけ、そしてまだいっこうに改善されてない矛盾にあうにつけ、世の中のことはたいていそのままには信用できません。思ふようになります。

“われらはたち

その重み



神田英子さん

にならないくらいひしいということです。

感を味わうことができると思います。

“はたち”このことばの重みのなかに一層の責任感を思うとき、ひしひしと育てるべきもの、それは根性です。この心がいきいきと燃えたってこそ私たち、はたちの青春は花を開き、人間らしく生きることができます。

いまひとつ 私たちに期待され
ている社会人とはなんでしょう
か。私は自分の職場からみた職業
人、その職業人が社会に貢献すべ
きことをのべてきましたが、私は
まず第一に、自分の職業に忠実で
あることが期待される社会人の第
一步であると思います。

今日の若者は、とかく無気力だ
ともいわれていますが、かかる非
難もやはり職業に対する根性をつ
らぬくことによって、なくするこ
ともできようと思います。

若々しい個人の美しさを歌いあげるとともに期待にそむかない立派な社会人に成長していくために、人間として社会への連りとは、自分の職業を大切にすることではないでしょうか。

きよう、成人となつた私たちの前途を祝福してくださつたこの式典への感激に、私は私たち、はたちの重みに答えるべき覺悟の、いささかを述べたのであります。

“学校は愛情の場であり、職場は非情の場である”と。この非情の場ということは、決して非人情という意味ではなくて、責任追求の度合いが学生時代にくらべて比較

そのためには、自分に一つの道を定めて、独立独行、自信をもつてどんな障害が行く手をはばもうとも、われ行かんの意氣をもたねばならないと思います。この目的完遂のための忍耐と努力、そして激しい仕事への意欲が、つまり根性だと思います。こうした根性から生きがいが生まれ、そこに充実

所 得 個 人 の 事 業 税 の 申 告

三月十五日が期限です

昭和四十六年分の所得にかかる税の総決算ともいべき、所得税の確定申告、事業税及び町県民税の申告の時期となりました。私たち国民のひとりひとりに課せられた納税の義務を果たすことは、どりもなおさず私たち自身の豊かな生活につながるものであります。

正しい申告をするため書類の整理など、早目にとりかかり三月十五日までには必ず提出しましょう。

各税の申告の時期にあたり、知つておきたいことがらなどを、ここにあげてみました。

所得税の確定申告をしなければならない人

一、一般の人の場合（事業所得者や不動産所得者などの場合）
四十六年中の各種の所得金額の合計額から配偶者控除、基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額を基として算出した税額が配当控除額と年末調整の際に給与所得から控除を受けた住宅貯蓄控除額よりも多い人で次のいずれかにあたる人は、申告しなければなりません。

(一) 四十六年中の給与の収入金額が五百万円を超える人
(二) 給与を一か所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が十万円以上になつてゐるときには、その税金は還付されます。

二、給与所得がある人の場合
給与所得者は、大部分の人は申告する必要はありません。しかし四十六年中の各種の所得金額の合計額から配偶者控除、基礎控除そ

除額十小規模企業共済等掛金控除額十生命保険料控除額十損害保険料控除額十障害者、老年者、寡婦勤労学生の各控除額十配偶者控除額十扶養控除額以下で、しかも

所得金額の合計額が十万円以下である人は、申告する必要はありません。
(四) 家事使用者や外国の在日公館に勤務する人などで、給与の支払を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人

(五) 同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与のほかに貸付金の利子、店舗、工場などの賃料、機械、器具の使用料などを支払いを受けている人

(六) 災害を受けた人で、四十六年中の給与について災害減免法により、源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

所得税の確定申告をすれば税金がもどる人

(一) 四十六年中の所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などがある人
(二) 給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除などを受けられることができる人
(三) 四十六年の中途で退職した後就職しなかつたため年末調整を受けなかつた人
(四) 予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなつた人

所得の受給に関する申告書」を提出しなかつたため、二十%の税率で所得税を源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が正規の税額よりも少ない人などは、申告しなければなりません。
なお、退職所得を申告しなくてよい人でも、それ以外の所得について前記一～三にあてはまる人は、退職所得以外の所得については申告しなければなりませんから注意してください。

三、資産所得の合算課税を受ける人の場合
前記の一、二にあてはまらない人でも、資産所得について合算課税の適用を受ける人は、申告しなければなりません。

四、退職所得がある人の場合
退職所得については、通常は申告する必要はありませんが、退職金の支払いを受ける際に、「退職

第一種事業（商業、製造業、請負業などの営業）、第二種事業（畜産業、漁業などの営業）および第三種事業（医業、助産婦、あんま弁護士、税理士などの自由業）を行なつてゐる人で、所得税の確定申告書を提出しなかつた人のうち

所得金額（専従者控除前の額）が事業主控除額（三十六万円）をこえる人。ただし、損失の繰越控除等その他の控除の規定の適用を受けようとする方は、申告しなければなりません。

記載上の注意

■ 申告は期限までにお忘れなく

正しい申告を、必ず3月15日までにしてください。なお、申告期限間近においてになりますと、大変混雑しますので、早目にお出かけください。

■ 所得税の申告と納税

昭和46年分の所得税の確定申告書の提出義務がある人は、本年3月15日までに所轄の税務署長に申告書を提出し、納税しなければなりません。

確定申告書には、個人の事業税および県民税、町民税のことについても記載する欄がありますので、これらの事項についても確実に記載してください。この欄の記載がないと諸控除が認められないので、必ずはっきりと書いてください。この申告時に、個人の事業税および県民税、町民税の事項を記載して提出された人は、昨年と同様に個人の事業税および県民税、町民税の申告書を改めて提出する必要はありません。税務署からは、前年の申告実績等により、申告書用紙をお送りしましたが、確定申告書を必要とする人で、用紙が送られなかった人は、所轄の税務署で申告書をもらって申告と納税をしてください。確定申告の必要な人が期限までに申告と納税をしないと、事業専従者給与の必要経費への算入などが認められなかったり、また無申告加算税や延滞税等を納めなければならないことになりますからご注意ください。なお、3月15日までに全部の納税が困難な人は、納期限までに第三期分税額の半分以上を納税すれば、5月31日までに延納（ただし、日歩2銭の利子税がつきます。）が認められます。

■ 個人の事業税の申告

個人の事業税の申告書は、前年の申告実績等から所得税の確定申告書を提出しなくてもよいと思われる人にお送りしましたので、この申告書を3月15日までに所轄の県税事務所長に提出してください。ただし、申告書をお送りした人でも、所得税の確定申告書に、個人の事業税のことも記載して提出した人は、個人の事業税の申告は必要ありません。期限までに申告をしないと、事業主控除以外の諸控除が認められないこともありますのでご注意ください。なお、事業税の申告をしなければならない人で、申告書を受け取っていない人は、もよりの県税事務所、町役場でもらってください。この申告をした人でも、個人の県民税、町民税の申告をしなければなりません。

■ 個人の県民税、町民税の申告

個人の県民税、町民税の申告書は、前年の申告実績等から所得税の確定申告書を提出しなくともよいと思われる人にお送りしましたので、この申告書は3月15日までに町長に提出してください。申告書をお送りした人でも所得税の確定申告書に県民税、町民税のことにも記載して提出した人は、県民税、町民税の申告は必要ありません。期限までに申告しないと、事業専従者給与の必要経費への算入などが認められないこともありますので、ご注意ください。なお、県民税、町民税の申告をしなければならない人で、申告書を受け取っていない人は、町役場でもらって申告してください。

■ その他の

申告書は、それぞれの説明書をよく読んで書いてください。申告書の書き方などについて疑問があるときは、所得税のことは税務署、個人の事業税のことは県税事務所、個人の県民税、町民税のことは町役場にそれぞれおたずねください。

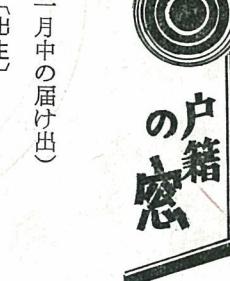
県民税、町民税を申告しなければならない人
辺町に在住し、昭和四十六年中に所得のある人。しかし、次の人は申告の必要はありません。
(1) 昭和四十六年中の所得が給与

支払者から町長あてに、給与支払報告が提出されている人。
(2) 昭和四六年分の所得税の確定申告書を税務署へ提出した人。

ぼくをお忘れなく!
期日が過ぎると特典がなくなります。



(一月中の届け出)
〔出生〕



▼婚姻届はなるべく早く	▼転居届はあらかじめ	▼死亡届は七日以内	▼出生届、転入届、転居届は十四日以内	各届出は早目に	◇ 中川辺生	◇ 堀井佐伯	◇ ぎん	謹んでおくやみ申し上げます	〔死亡〕
					中川辺	紅谷あさ尾	平岡守太郎	平岡	上川辺
					下吉田	佐伯としひへ	太郎	ひさ	○山本周一
					中川辺	平岡	たね	章蔵	八一才
					島	平岡	たね	七〇才	九一才
						瀬瀬	ひさ	七二才	八一才
						杉山	太郎	七〇才	八一才
						平岡	太郎	六六才	六六才
						守	弘幸	菊男	長男
						曾我	秀雄	博重	長男
						小原	修	敏夫	長女
						桜井	拓	廣義	二男
						神田	かおり	光弘	二男
						堀井	美和	博隆	二男
						中川	一	一	二男
						辺	長谷川	長谷川	二男
						比久見	神田	敏夫	二男
						中川	堀井	廣義	二男
						比久見	かおり	光弘	二男
						上川辺	美和	博隆	二男
						下麻生	一	一	二男
						鹿塩則武	実	敏夫	二男
						智哉	実	廣義	二男
						甫	一	一	二男

ご成長をお祈りします
〔出生〕

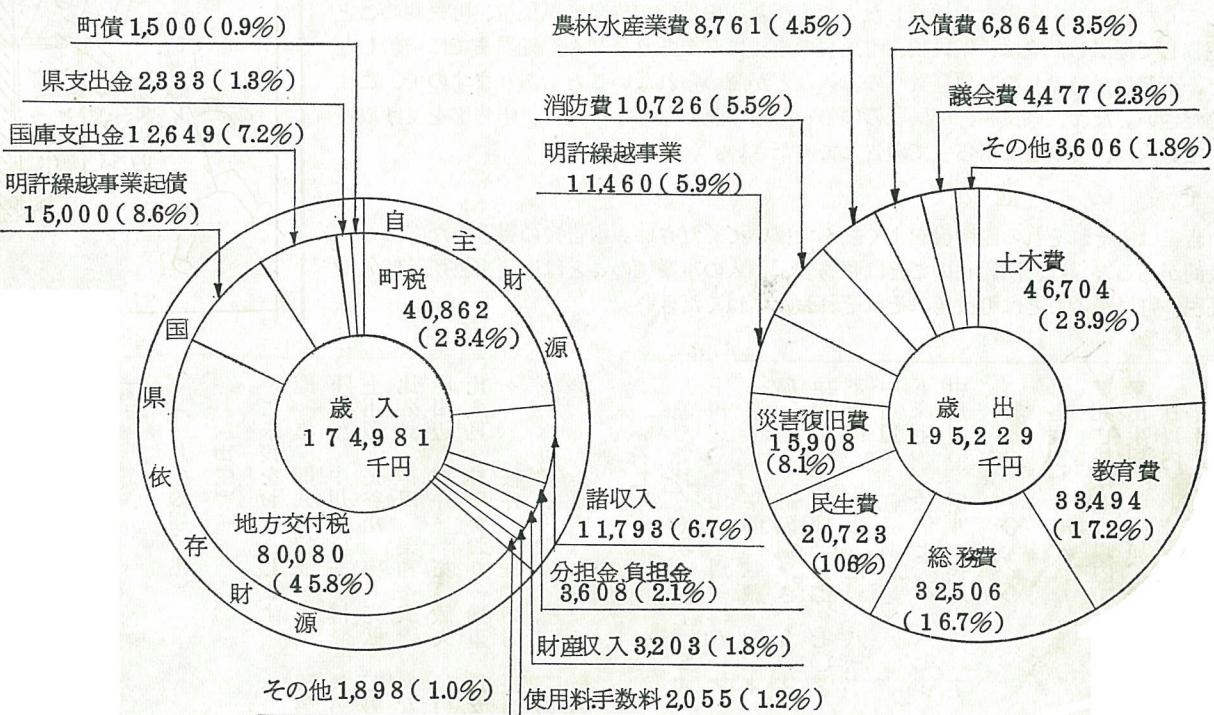
の公表

町の財政事情を広く知つて
 理解とご協力をいただくなつめ
 年度(7月~12月)の決算額の

一般会計

科 目	歳 入		歳 出	
	決 算 額	割 合	46年度(7~12月)	割 合
町 税	40,862	23.4	議 会 費	4,477 2.3
自動車取得税	1,308	0.7	総 務 費	32,506 16.7
地方交付税	80,080	45.8	民 生 費	20,723 10.6
交通安全対策特別交付付	251	0.1	衛 生 費	3,014 1.5
分担金、負担金	3,608	2.1	農 林 水 産 業 費	8,761 4.5
使用料、手数料	2,055	1.2	商 工 費	592 0.3
国庫支出金	12,649	7.2	土 木 費	46,704 23.9
県支出金	2,333	1.3	消 防 費	10,726 5.5
財産収入	3,203	1.8	教 育 費	33,494 17.2
寄付金	339	0.2	災 害 復 旧 費	15,908 8.1
諸収入	11,793	6.7	公 債 費	6,864 3.5
町債	1,500	0.9	明許縁越事業費	11,460 5.9
明許縁越事業起債	15,000	8.6		
計	174,981	100.0	計	195,229 100.0

▲ 一般会計決算構造



財政事情

- この公表は、町民の皆さんに本
- いただくとともに、町政に深い
- 公表するもので今回は昭和46
- 概況をお知らせいたします。

国民健康保険会計

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	割 合	科 目	決 算 額	割 合
国民健康保険税	9,567 千円	42.5	総務費	2,039 千円	9.5
国庫支出金	12,810	56.8	保険給付費	18,007	83.5
その他の	156	0.7	その他	1,505	7.0
計	22,533	100.0	計	21,551	100.0

農業共済事業会計

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	割 合	科 目	決 算 額	割 合
共済金	682 千円	26.9	保険料	195 千円	8.3
保険金	303	11.9	共済金	313	13.3
賦課金	240	9.5	総務費	1,708	72.7
県支出金	1,219	48.0	事業務費	73	3.1
無事戻し金	23	0.9	連合会支出金	61	2.6
諸収入	70	2.8	計	2,350	100.0
計	2,537	100.0			

学校給食共同調理場会計

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額		科 目	決 算 額	
事業収入	10,975 千円		事業費	9,408 千円	
諸収入	13		計	9,408	
計	10,988				

国民年金

老後の生活を

より豊かに

所得比例保険に加入を

年金加入者で、何才からでも加入できます。また、かけ金の期間は決まっていませんので、六ヶ月でも一年でも希望する期間だけ納めることができます。

年金額はいくらか

年金額は所得比例のかけ金をしました月一ヶ月につき百八十円で計算します。(四百五十円かける一般保険料の年金額については一ヶ月三百二十円で計算)、例えば次のようにになります。

(例)
① 所得比例保険料を十年間かけた場合

$180\text{円} \times 120\text{月} (10\text{年間})$

$\parallel 21,600\text{円} (\text{月額 } 1,800\text{円})$

(2) 所得比例保険料を二十五年間かけた場合

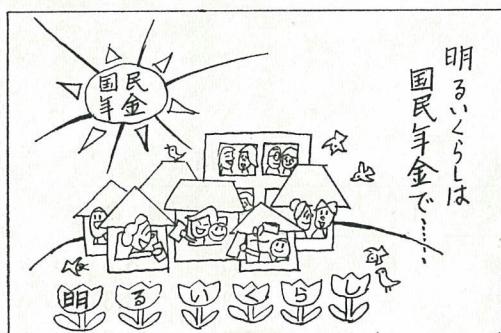
$180\text{円} \times 300\text{月} (25\text{年間})$

$\parallel 54,000\text{円} (\text{月額 } 4,500\text{円})$

所得比例は国民年金に加入していいる人が、月づき払う四百五十円のほかに、もっと払つてもよいから、より多くの年金をうけたいと希望する人たちの要望にこたえてできた制度です。従つて、所得比例保険料をかけることのできる人は、国民年金の加入者で所得のあらに限られています。しかし、五年年金の加入者や四百五十円の保険料が免除されている人は加入できません。

● 所得比例の年金は、一般の年金と合わせてうけることになります。所得比例のかけ金は十年間で、四万二千円ですから、一年あまり年金を受ければもとをひくことができます。

● かけ金は月三百五十円
所得比例のかけ金は月三百五十分ですか、いま払つているかけ金四百五十円と合せて、月八百円になります。便利な一年前払いもありますので、ご利用ください。
■ 納める期間はどれだけか
二十才以上五十九才までの国民



今が最後のチャンス

保険料 時効分はことしの六月三十日まで

老齢年金を受けるためには、原則として、保険料を納めた期間

(または免除期間)が二十五年以上あることが必要とされています。

しかし、国民年金の保険料の納付がはじまつたのが、昭和三十六

年四月ですから、その当時すでに三十一歳(昭和五年四月一日前に生まれた人)をこえている人については特別に、この二十五年の期間が年齢に応じて、十年から二十四年までに短縮されています。

そして、これらの人たちも短縮された期間を保険料を納め(または免除をうけ)て満しておかないと四年までに短縮されています。

そこで当然、時効の期間の多い

人は、老齢年金が受けられないと心配ができます。

このため、法律改正で、ことしの六月三十日まで(それまでに六十五歳になる人は、六十五歳になれる前まで)に限つて、特別に時効にかかる保険料でも納められることがあります。

この時効にかかる保険料の額は一ヶ月四百五十円です。この機会をのがしますと時効にかかる保険料は納められなくなります。

国民年金に加入しなければならない人で、まだ加入していない人や加入していても、保険料を納め忘れている人は、ぜひこの機会をのがさず、保険料を納めて満額の年金が受給できるようにしましょう。

自分の幸せは、自分がすすんでつくりだすことが、大切であると思います。

このように、時代と共に成長していく私達のため国民年金を皆さんとともに立派に育てていきましょう。

なお、この国民年金所得比例に加入ご希望の方は役場年金係にて加入申出書を受けとり、記入のうえ提出してください。

家
庭

ばつぼつ春着の準備にとりかかりますよう。梅もほころぶ、よく晴れた日には、春らしいあかるいものにかえてみると、何となく気は晴れやかになります。
新しく保育園や小学校にはいるお子さん達の衣類も、そろそろ準備しておきましょう。お子さんの通園、通学服は朝の出掛けに手のかかるようなものですが、あとでひとりになったお子さんがかわいそうです。自分で着脱できるようなものを選んであげましょう。
東京のある幼稚園で、朝のうち少し寒かつたせいか、ぶくぶくに着込んでいた子どもさんが日中、日がよく当たる遊び場ではね回っているうちに一枚脱ぐ知恵もなくびっしりよに汗をかいて、そのまま帰宅したためカゼを引いてしまったという話。
親にしてみればカゼを引かせないよう着せてやつたのが返つてカゼを引きさせるはめになつたという話です。この話には後日物語もついています。

月謝まで払つて通わせている幼稚園なら先生だって子どもが汗をかくほどの暖かい日には、ちょっと一枚ぬがせてやつてくれてもよさそうなものだと園長先生に抗議をしたそうですが……。

備えあれば
憂いなし
万全の構え
家族で防災
会議を開き

【防災家族会議】
避難方法
テレホン
地震のとき
火事のとき



1 地震の実例や、被害の状況
2 家庭の防災会議
3 防災家族会議

地震が起つたとき、私たち
どのように行動したらよいか、過
去の経験をもとに、いろいろのこ
とが考えられていますが、そのお
もなものは次の十ヶ条です。

1 すばやく火の始末
2 あわてて戸外に飛び出さず、
まず丈夫な家具に身を寄せよ
3 一分過ぎたら、ます安心
4 火が出たら、まず消火
5 避難は徒歩で、持物は最小限

に
6 狹い路地、へいぎわ、がけや
川べりに近寄るな
7 山津波、ガケ崩れに注意
8 海岸では津波、低地では浸水
9 余震を恐れず、デマに迷うな
10 秩序を守り、衛生に注意

地震の際、人命の安全を図るために、これらのことながらをつねに念頭において行動する必要があります。とくに、火災の防止、安全な避難および応急救助について、あらかじめ十分に備えておきたいというときに落ち着いて、これら知識や準備していた資材を活用して、迫つてくる危難に自信をもつて対処することがいちばん大切です。

もし今地震が起きたら

その心得10ヶ条

火災の多発期を迎え、ことしも恒例の春の火災予防運動が、2月29日から3月13日まで全国いっせいに実施されます。尊い生命や財産を守るために、ひとりひとりが火災に対して深い関心をもつと共に、日頃から家庭における防火点検を行うことが何より必要なことです。

そこで今回は、火災とは特に関係の深い地震について日常の心構えをあげてみました。

地震は、いつ発生するか予知することすらできないだけに、家庭における日頃の防災点検を忘れてはなりません。

心得十ヶ条

地震が起ることと地面が激しく揺れ動き、建物、橋、堤防などがこわれ火災、水害、都市機能のマヒなどが起るほか、多くの人命が失われる例が多くあります。

これらの被害をできるだけ少なくするためにには、不意に起つた地震に対して、ひとりひとりがあわてず適切に処置することができ大であること

地震が起つたとき、私たちは、どのように行動したらよいか、過去の経験をもとに、いろいろのこととが考えられていますが、そのおもなものは次の十ヶ条です。

1 地震が起つたときの心得を話し合う。
2 地震が起つたときの持物とその点検の時期、方法などについて話し合って決めておく。

3 地震が起つたときの、ひとりひとりの分担、たとえばガスの元せんを締めたり、石油ストーブ、ガスレンジなどの火の始末をするのはだれか消火はだれがするか、児童や老人の避難はだれが責任をもつかなどを話し合って決めておく。

4 火を使う器具、設備などの点検整備はだれがどのようにするかなどを話し合って決めておく。

5 避難場所はどこか、その避難場所へはどの道路を通りにくか、家族が離ればなれになつて避難したときの連絡方法はどうするかなどを話し合って決めておく。

6 避難するときの持物とその点検の時期、方法などについて話し合って決めておく。

7 避難するときの持物を入れておく非常持出袋などの置き場所と、いざというときにそれをを持って出る者を話し合つて決めておく。

8 避難するときの持物を入れておく非常持出袋などの置き場所と、いざというときにそれをを持って出る者を話し合つて決めておく。

9 行ない、ガスの臭いが完全になくなるまで火気や電気器具を使わないこと。

10 池の水を飲まない、水を飲まないことを決めておく。

防 火 教 室

プロパンガスは慎重に

▼寝るとき、外出のときは、器具のコックや元栓の閉止を確かめること。

▼寝るとき、外出のときは、器具のコックや元栓の閉止を確かめること。

▼ガス漏れを見ついたときは、ただちに近くの火気を消し、容器弁、元栓、器具コックなどを閉め、室内の換気をじゅうぶんに行なうこと。

▼風呂釜や湯沸器には、煙突や排気筒を取り付け、換気をじゅうぶんに行なうこと。

▼ゴム管は、良質のものを使い古くなつたものは早めに取りと。

▼ゴム管と燃焼器具などの接続部は、ホースバンドを使うこと。

▼ゴム管は、良質のものを使い古くなつたものは早めに取り替えビニール管はな

くべく使わないこと。

行ない、ガスの臭いが完全になくなるまで火気や電気器具を使わないこと。

池の水を飲まない、水を飲まないことを決めておく。

行ない、ガスの臭いが完全になくなるまで火気や電気器具を使わないこと。

池の水を飲まない、水を飲まないことを決めておく。

機械に対する興味から、国鉄における技術や管理上の改良、改善を提案し、数多くの表彰を受けられた中川辺の小沢晟八さん（国鉄美濃太田機関区助役）が、去年の鉄道記念日に総裁特別功労章を受けられました。小沢さんは、全国各地から集まつた三百名の受賞者のみなさんと総裁らとともになわれて皇居を訪れ、天皇陛下の賜謁をうけられました。

小沢さんが勤務する美濃太田ディーゼル基地には、改良した機器がたくさんあり、「美濃太田機関区に気動車が配置されてから、ま

機械に対する興味から、国鉄における技術や管理上の改良、改善を提案し、数多くの表彰を受けられた中川辺の小沢晟八さん（国鉄美濃太田機関区助役）が、去年の鉄道記念日に総裁特別功労章を受けられました。小沢さんは、全国

各地から集まつた三百名の受賞者のみなさんと一緒になわれて皇居を訪れ、天皇陛下の賜謁をうけられました。

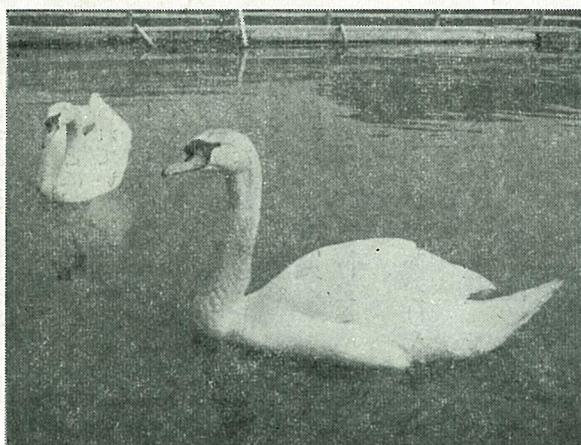
大型二種自動車運転、一級ボイラー技士、二級自動車整備士など数々の免許をもつてみえるが、これも機械への興味からとか。

永年国鉄業務に精励された小沢さんの努力がうかがえます。



—国鉄美濃太田機関区勤務—

数々の功労章 に輝く小沢さん



白鳥は、みんなで大切に

さる10日、皇居よりおこし入りした白鳥は、その後中部中学校生徒たちの毎日の熱心な世話をよって、元気に飼育場の中を泳ぎ回っており、水面に純白ながらだを輝かせたその容姿は、まさに「鳥の女王」の象徴のようです。

この白鳥を町の一つのシンボルとして、生徒たちとともにみんなでかわいがり、飼育場附近では、さくの中に立ち入ったり、石を投げたり、また、みだりにエサを与えないようにしましょう。あるいは、ゴミ類、不用品を川へ捨てないよう特に注意しましょう。

道徳的、法律的な社会のルールを各人がそれぞれ守り社会を構成している一人であるという自覚のもとに生活するかぎり、美しい郷土は永遠に続くものと思います。

自然の美しさと、この白鳥をいつまでも、みんなで守り、みんなでかわいがって文字どおり鳥や魚の楽園で緑に包まれたポートコースにしようではありませんか。

おしらせ
おねがい

能田川排水工事で西朽井地内
(木ノ根橋~禅源寺、二百メートル
区間) 堀削のため、ご迷惑をおか

□□□ 交通止めについてお願ひ

固定資産税は、毎年一月一日を基準日として課税されておりますが、昭和四十七年度課税台帳を、三月一日から三月二十一日まで役場において総覧に供しますから、気軽にお出かけください。

□□□ 固定資産税台帳の総覧期間について

固定資産税は、毎年一月一日を基準日として課税されておりますが、昭和四十七年度課税台帳を、三月一日から三月二十一日まで役場において総覧に供しますから、気軽にお出かけください。

町では、さきに農協と生産者および保健所が一体になって、豚コレラの予防注射を実施してきました。しかし、未注射養豚農家が多く、とくに、庭先販売されることがたびたびあり未端養豚家までの予防注射はあまり重要視されていない現状であることがわかりました。そこで今後、このようなことのないように、各部落に予防注射看護員を配置し、種付、分娩月日などを報告するとともに、予防注射をしていない豚には、全面的に移動を禁止することにしました。

□□□ 八百津、御嵩、兼山の電話がダイヤル式に

なあ、電話番号は全面的に変わ

したがって、まだ予防注射をしていない豚には毎月第一、第三曜日の午前中に実施いたしますから、その前日までに必ず農協の方へ申込んでください。なお、予防注射は診療とは別ですから間違いないようお願いします。

三町の電話改善のため、自動式電話への工事を進めていたが、二月二十五日午後二時からダイヤル式に切替えサービスが開始されます。

市内局番 三
市外局番 五七四
兼山の市外局番 五七六
|| 美濃加茂電報電話局 ||
八百津 御嵩
七
五七六
五七四

火事は
「火事番」へ